大分県特定事業主行動計画「職員みんなで支え合う育児のためのプログラム」に 基づく措置の実施状況について(令和元年度)

令和2年9月30日 大分県総務部人事課

大分県では、次世代育成支援対策推進法に基づく大分県特定事業主行動計画として、平成27年6月に第3期行動計画「職員みんなで支え合う育児のためのプログラム」(H27~R元年度)を策定し、職員の育児を支援する取組を進めてきました。

同法第19条第5項の定めるところにより、以下のとおり最終年度である令和元年度における同計画に基づく措置の実施状況を公表します。

なお、これまでの取組実績を踏まえ、男女ともに子育てと仕事の両立を目指すため、より一層 子育てをしやすい職場環境を整えることを目標に令和2年度から令和6年度までの5年間を計画 期間とする新たな行動計画(第4期計画)を令和2年3月に策定し、引き続き、職員の育児を支 援する取組を推進しています。

1. 対象職員

知事部局、議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会、大分海区漁業調整委員会事務局、企業局、病院局、教育委員会(県費負担教職員を除く。)及び警察本部の常勤職員全員(臨時的任用職員を除く。)

2. 対象期間

平成31年4月1日~令和2年3月31日

3. 措置の実施状況

(1) 職場環境や職員の意識改革、制度の周知

① 休暇制度等の周知

○ 各種制度を理解しやすいように大分県のホームページ内に「大分県職員子育て支援のページ」を開設し、職場だけでなく育児休業中の職員なども家庭からインターネットにより閲覧可能とし、いつでも必要な情報を得られるようにしています。

☆大分県特定事業主行動計画

http://www.pref.oita.jp/site/shokuin-kosodate/shokuin-kosodate-program.html

☆大分県職員子育て支援のページ

http://www.pref.oita.jp/site/shokuin-kosodate/

○ その他、出産や育児に関する休暇制度等の周知を図るために「出産や育児のための休暇制度等早見表」を作成・配布し、職員が早見表を手元に置いて、子の年齢に合わせて出産や育児に関する休暇制度等を簡単に確認できるようにしています。

② 職場研修等による職員の意識啓発

○ 各職場における職場研修や各種説明会において、職員のワーク・ライフ・バランス推進 に対する意識をより一層深めるとともに、子育てに関する制度などの説明や取得に向けた 意識啓発を行いました。

③ 取組に対する所属長の意識醸成

○ 子育て中の職員が育児に関する休暇制度等を積極的に利用できるかどうかは、所属長等 上司の理解・認識度の高さが大きく影響してくることから、大分県特定事業主行動計画に 掲げられている所属長の役割を箇条書きにして抜粋した「職員の育児を支えるための所属 長の役割8箇条」を配布し、本取組に対する所属長の意識醸成を図りました。

④ 子育て中の男性職員の把握

○ 所属長及び班総括は、子育て中の男性職員の休暇取得予定等の状況を把握することとしました。

16歳未満の子を養育する男性職員数	2,949名
3歳未満の子を養育する男性職員数	961名
令和元年度中に新たに子を養育することとなった男性職員数	295名





(2) 男性職員の子育てに係る休暇の取得促進

○ 男性職員の子育てに係る休暇の取得を促進することとしました。

令和元年度中に新たに子を養育することとなった男性職員数	295名
出産補助休暇取得者数 (3日間の完全取得)	213名
育児参加休暇取得者数 (5日間の完全取得)	142名
子の看護休暇対象者数(中学校就学前の子を養育する男性職員数)	2,517名
ル 取得数 (男性職員)	598名

○ 父親となる職員が出産補助休暇や育児参加休暇等の取得などにより、安心して子育てできるよう、また所属長を中心に所属を挙げて職員の子育てを応援できるよう、『所属長によるお父さんの子育て応援プログラム』を作成し、休暇制度等を利用しやすい職場の環境づくりを進めています。

(3) 育児休業等を取得しやすい環境づくり

育児休業等の取得率の目標値を定め、その取得を促進することとしています。

① 育児休業等の取得及び育児短時間勤務の状況

育児休業対象者数 (3歳未満の子を養育する職員数)		男性職員	961名	
		女性職員	305名	
育児休業取得者数		男性職員	19名	
		女性職員	300名	
部分休業対象者数 (小学校就学前の子を養育する職員数)		男性職員	1,524名	
		女性職員	528名	
部分休業取得者数		男性職員	4名	
		女性職員	6 5 名	
育児短時間勤務対象者数 (小学校就学前の子を養育する職員数)		男性職員	1,524名	
		女性職員	528名	
育児短時間勤務者数		男性職員	4名	
		女性職員 65名		
育児時間対象者数 (2歳3か月未満の子を養育する職員数)		男性職員	709名	
		女性職員	243名	
育児時間取得者数		男性職員	28名	
		女性職員	8 3 名	
育児休業等取得率	目標値	男性職員 100	%、女性職員 100%	
(知事部局・各種委員会・企業局・病院局) 実		男性職員 85.1%、女性職員 100%		
育児休業等取得率		男性職員 100%、女性職員 100%		
(教育委員会)	実 績	男性職員 81.3%、女性職員 100%		
育児休業等取得率 (警察本部)		男性職員 100%、女性職員 100%		
		男性職員 87.	2%、女性職員 100%	

※育児休業等取得率 =

育児休業・部分休業取得者数 + 育児短時間勤務者数 + 出産補助休暇3日間取得者数 + 育児参加休暇5日間取得

令和元年度中に新たに育児休業取得可能となった職員数

② 専門職サポーター制度の充実

○ 産育休代替職員の確保が難しい専門職を対象とした人材バンク「専門職サポーター制度」の対象職種拡大などにより、代替臨時職員の活用を図り、職員が安心して育児休業等を取得できる環境整備を行っています。(知事部局)

専門職サポーター制度による
登録者数 (知事部局)保健師、獣医師、薬剤師、化学、農業、畜産、林業、水産、総合土木、建築、管理栄養士人数計37名

③ 育児休業からの円滑な復職

- 育児休業や産前産後休暇を取得している職員の職場復帰前後の不安や負担を解消し、産 育休復帰を支援するため、スマートフォンから庁内システムを閲覧できるシステムを導入 しています。
- 「育休職員のキャリア形成支援事業」に基づき、育児休業中の職員が研修を受講する際には希望者に託児サービスを用意し、育休職員のキャリア形成やモチベーション向上を図っています。

また、令和元年度には育休職員を対象とした「育休職員のキャリア形成支援研修」を実施し、子育てを行う職員間のネットワーク構築支援やキャリア形成支援を行いました。

(4) 子育てと仕事の両立支援

① 育児のための時差通勤の活用

○ 平成17年度から「育児のための時差通勤制度」を導入しています。令和2年3月から 当面の間、新型コロナウィルス感染拡大防止のための臨時休校等に伴う対応により育児の ための時差通勤の対象職員を中学校就学始期までの子を養育する職員から小学校、中学 校、高等学校又は特別支援学校に就学中の子を養育する職員等に拡大しています。

育児・介護のための時差通勤制度利用者数	男性職員	184名
(知事部局)	女性職員	6 9 名

② 在宅勤務制度の導入

○ 職員の育児・介護と仕事の両立を支援し、県自らが率先してワーク・ライフ・バランス を推進し、多様な働き方の構築を目指すため、効率的・効果的な働き方の一つとして「在 宅勤務制度」の取組を推進しています。(知事部局)

③ ワーク・ライフ・バランス推進のための職場環境点検の導入

○ 職員のワーク・ライフ・バランスを推進し、働き方や仕事の進め方、事務事業のあり方 を見直す「さらにもう一歩」の改善を促すため、所属長と所属職員が双方の立場から、職 場環境の現状を振り返る機会を創出する「職場環境点検」を実施し、点検結果は、よりよ い職場環境づくりに向けた取組の参考としています。(知事部局)

(5) 超過勤務の縮減

① 「子育てパパ退庁日」の設定

○ 子育て中の男性職員のうち、3歳未満の児童を養育する男性職員については、毎月第3 水曜日を「子育てパパ退庁日」として、年次有給休暇を取得し、15時を目途に退庁する ことを推進することとしました。

「子育てパパ退庁日」における年次有給休暇の 取得男性職員数(延べ人数)

445名

② 業務の削減、効率化

- 長時間労働の是正に向けて、働き方改革を率先垂範する管理監督者の責務や一般職員の 心構え、職員それぞれの立場における行動規範を示す職員行動指針策定しました。
- 平成30年から職員の勤務時間を客観的な方法で記録するため、職員が使用するパソコンの稼働時間を記録する「勤務時間管理システム」を導入し、勤務実績の把握に活用する等、長時間労働の是正に向けた取組を行っています。

(6) 年次有給休暇取得の促進

年次有給休暇の平均取得日数の目標値を定め、その取得を促進することとしました。

年次有給休暇平均取得日数 (知事部局・各種委員会・企業局・病院局)	目標値	平均15.0日
	実 績	平均13.6日
年次有給休暇平均取得日数 (教育委員会)	目標値	平均15.0日
	実 績	平均12.6日
年次有給休暇平均取得日数 (警察本部)	目標値	平均10.0日
	実 績	平均13.4日

(7) 男性職員の子育て参画の行動を促進する取組

男性職員の子育て参画の行動を促進するため、各部局において行動内容を定め取組の推進を行いました。

【具体的な行動内容の例】

- 子育て中の職員と所属長による昼食懇談会を実施し、子育てしやすい職場環境づくりや男性職員の育児参加についての意見交換、子育てに関する職員相互の情報交換を行った。【所属独自】
- 部や個人単位の定時退庁日を設定し、所属長を初めとする職員相互のカバーによる定時退 庁しやすい環境づくりを推進した。
- 毎月第3水曜日が「子育てパパ退庁日」であることを、対象者はもとより所属長・班総括等に対し周知し、所属長・班総括・対象職員のe-オフィススケジュールに入力するとともに、所属長等から対象者へ15時を目途に退庁するよう声かけを行った。また、指定日に退庁できなかった場合、前後の日程で年休取得が可能な日に年休が取得するよう所属長等が対象者へ促した。
- 「子育てパパ退庁日」前日に、各所属統括推進員あて周知を行い年休取得を促すととも に、取得状況を部局主管課あて報告することとした。
- 部内で取り組む子育て推進要領の対象年齢を引き上げ、対象者の拡大を行い、各施策と連携した子育て参画の行動を促進する取組を行った。
- すこやかに食を楽しむ心豊かな青少年を育成するため、食育の基本である家族みんなで"いただきます"ができるよう定時退庁に努めた。また、「家庭の日」(毎月第3日曜日)においても家族みんなで食事ができるように努めた。
- 毎月後半の課長会議において、前月末までの年休取得実績や超勤実績の状況を集計した 「見える化シート」を配布し、超勤縮減や年休取得促進を呼びかけた。
- 子育て応援プログラムを所属長、班総括等で共有し、子育てに係る休暇の完全取得を促した。
- 毎月の職員会議の際に、子育て中の職員の年休や育児休暇等の積極的な取得を促し、子供 とのふれあいの機会をつくるよう指導した。
- 子どもが産まれた(産まれる予定の)男性職員や子育て中の職員に対する特別休暇の制度 周知を行うとともに、班内での業務の引継など当該職員が安心して休めるサポート体制を 図った。【所属独自】